

## 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫 負担制度の堅持を求める意見書

政府は、第8次教職員定数改善計画策定のため実質的な改善の検討も行わず、ただ財政縮減のみから「児童生徒の自然減にともなう」1000人の教職員定数の削減を行っている。

こうした事態は、子どもたちのゆきとどいた教育を願っていた父母・国民、教職員から深い失望と強い怒りが起こっている。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとって極めて重要なことであり、「次期教職員定数改善計画」の早期策定や教職員配置の更なる充実が必要不可欠である。

一方、2006年度から義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1から3分の1に引き下げている。地方が負担する3分の2の財源は、税源移譲と地方交付税による調整にゆだねられているが、39都道府県で財源不足が生じることが明らかになっている。

「三位一体改革」によって削減され続けている地方交付税において調整を行っても、自治体の財政能力の格差は大きくなり、それに伴い各地方の教育水準格差が拡大され、「教育の機会均等」を大きく崩す事態となる。

よって、政府においては、全国的な教育水準の確保や地方財政を圧迫させないため、下記事項を強く要望する。

### 記

- 1 義務制第8次教職員定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
- 2 義務教育費国庫負担金制度について、国庫負担率の2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2006年（平成18年）6月14日

高砂市議会